

小口ファイト資金

1 目的

この資金は、国の全国統一保証制度の対象であり、小規模の事業者に対し、事業活動に必要な資金を融資することにより、金融・経済環境の変動への対応や、経営の安定化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号のいずれかに該当する小規模企業者とする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	2,000万円	10年以内 (1年以内)	別に定める。
設備資金			

※ただし、融資限度額は既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲以内となる新規の保証に限る。

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済。ただし、融資期間1年以内の融資については、一括返済も可とする。

(3) 信用保証

保証協会の「小口零細企業保証」付とする。

(4) 担保および保証人

保証協会の定めるところによる。

4 融資の報告

金融機関は、毎月10日までに前月中のこの資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。